

近隣市町の図書館の利用について

図書館(室)は、ふつう、その市町に在住・在勤・在学する人しか利用することができませんが、『**図書資料の相互利用協定**』を結んでいる他の市町とは、香美町の「図書室利用カード」あるいは「身分証」を提示することで、市民・町民でなくても、本を借りることができます。

★**利用できる市町**・・・**豊岡市、養父市、新温泉町、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町**（相互利用協定を結んでいます。）

★**利用上の注意**

- ・市町によって図書管理システムが異なるため、それぞれの市町のカードを発行してもらう必要があります。
- ・借りた本は、直接、借りた館に返却してください。
- ・その他、それぞれの図書館の定める利用規定によります。